

12-13

総学庶第 1,676 号  
昭和 57 年 10 月 26 日

内閣総理大臣  
鈴木 善 幸 殿

日本学術会議会長  
久 保 亮 五

日本学術会議の改革について（要望）

標記について、日本学術会議第 86 回総会の議決に基づき、  
下記のとおり要望します。

記

もともと日本学術会議は、敗戦後日本の科学者が戦時中の態度を反省して、既存の学術体制を徹底的に再検討した結果、平和・民主日本にふさわしい新たな学術体制の樹立を提言したことから生まれたものである。この科学者の自主的構想は時の政府によって尊重され、政府提案に基づいて、日本学術会議法が制定された。ここに独特な性格を持つ国の機関である本会議が創設されたのである。

創立以来 30 余年の間に、本会議は、多数の科学者や各分野の学会・協会の協力を得て、創設の趣旨を生かしながら、法の定める目的・職務の遂行に努力し、日本の学術の発展にとって

相当な成果を挙げてきた。

しかしながら現在までの諸科学のめざましい発展と学際的領域の出現、科学者数の激増、政府による他の学術関係諸機関の設置などによって情勢が変化してきている。本会議が与えられた使命を達成するためには、現在の組織及び運営について改革を図る必要が生じている。本会議は、昨年4月の第82回総会において、それまで本会議が積み重ねてきた改革の検討を基礎とし、本会議の自主的な改革に取り組む決意を改めて表明した。以来、科学者をはじめ、広く学会・協会、学識経験者の意見などを求めつつ、慎重審議を重ねた結果、本総会において法改正を含む「日本学術会議改革要綱」（別紙）を決定するに至った。よって、本会議は政府に対して次のことを要望する。

- (1) 日本学術会議の改革に関して「要綱」に含まれた改革の理念及び改革の基本的方向を尊重し、必要な措置をとること。
- (2) 改革の対象となる細目に関しては、本会議と連絡・協議を密にし、本会議の意見を尊重すること。

別 紙：日本学術会議改革要綱

~~参考資料：日本学術会議改革問題懇談会の答申~~

本信写送付先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣官房長官  
総理府総務長官  
大蔵大臣  
文部大臣  
科学技術庁長官  
内閣法制局長官